

公正取引委員会節電実行計画

平成23年6月21日
公正取引委員会

政府の節電実行基本方針（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）に基づき、公正取引委員会節電実行計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

1 実施期間

計画の実施期間は、平成23年7月1日から同年9月30日までとする。

2 対象施設

計画の対象施設は、東京電力管内に所在する公正取引委員会本局（以下「本局」という。）の施設及び東北電力管内に所在する公正取引委員会事務総局東北事務所（以下「東北事務所」という。）の施設とする。

3 目標

前記2の対象施設において、ピーク期間・時間帯（平成23年7月から9月までの平日の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。）の使用最大電力について、下表に示す率の削減を実現する。

対象施設	基準電力値	目標削減率	ピーク期間・時間帯	
			目標使用最大電力	目標削減電力
本局の施設	801kW(1)	20%	641kW	160kW
東北事務所の施設	16kW(2)	15%	13.6kW	2.4kW

1 本局が入居している中央合同庁舎第6号館の基準電力値である7,500kWの値を、今年度の本局の按分率（当該施設に入居している官署の人員数・面積を勘案して算定された、当該施設全体の使用電力に乗じて当該官署の使用電力を算出するための率をいう。以下同じ。）で按分した基準電力値とする。

2 東北事務所が入居している仙台第2合同庁舎の基準電力値である330kWの値を、昨年度の東北事務所の按分率で按分した値を基準電力値とする。

4 節電に係る具体的な取組

次の取組により，前記3の目標を達成する。

(1) 公正取引委員会が単独で行う取組

ア 本局における節電対策

節電対象	対 策
執務室等の空調・照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラインドの適切な調整 ・ クールビズの徹底 ・ 蛍光灯の点灯本数の通常使用時に比しての原則 2 分の 1 程度の間引き ・ 昼休み中の消灯の徹底 ・ 熱中症の予防や対策の周知
サーバ室の空調・照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設定温度の見直し ・ 蛍光灯の点灯本数の通常使用時に比しての 2 分の 1 程度の間引き
パソコン，OA 機器及びその他機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンの省エネ設定への変更 ・ 複合機及びプリンターの使用台数の削減 ・ 長時間不使用時の電源オフ ・ 使用していない機器の電源プラグを抜く ・ その他機器は原則使用禁止
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの階への昇降時の階段の利用（2 アップ 3 ダウン）
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消灯

イ 東北事務所における節電対策

節電対象	対 策
執務室等の空調・照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓及びブラインドの適切な調整 ・ クールビズの徹底 ・ 蛍光灯の点灯本数の通常使用時に比しての原則 4 分の 1 程度の間引き ・ 昼休み中の消灯の徹底 ・ 熱中症の予防や対策の周知
パソコン，OA 機器及びその他機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンの省エネ設定への変更 ・ 長時間不使用時の電源オフ ・ 使用していない機器の電源プラグを抜く ・ その他機器は原則使用禁止
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの階への昇降時の階段の利用（2 アップ

節電対象	対 策
	3 ダウン)

ウ 電力使用状況の職員への周知

本局において、前日の使用最大電力を職員向けイントラネットに掲示することにより、職員が定期的に本局の電力使用状況を把握できるようにする。

(2) 合同庁舎を管理する官署と協力して行う取組

本局及び東北事務所がそれぞれ入居する合同庁舎におけるエレベーターの運転等合同庁舎の共用部分に係る電力使用及び空調設備の運転については、合同庁舎を管理する官署と協力して節電を行う。

(3) 定時退庁等の一層の推進

以前から、超過勤務の削減等について取組を進めているところ、計画実施期間においては、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、次の取組を一層推進する。

ア 定時退庁の励行による在庁時間の削減、超過勤務の縮減の徹底

イ 夏季休暇を利用した連続取得等年次休暇の取得の推進

(4) 進捗管理

本局の各課室及び東北事務所において、節電担当者を置くことにより、節電実行の進捗管理を行う。

5 節電効果の検証

実施期間の後、節電効果の検証を含む取組実績を、本局及び東北事務所についてそれぞれ検証した上、これを公表する。